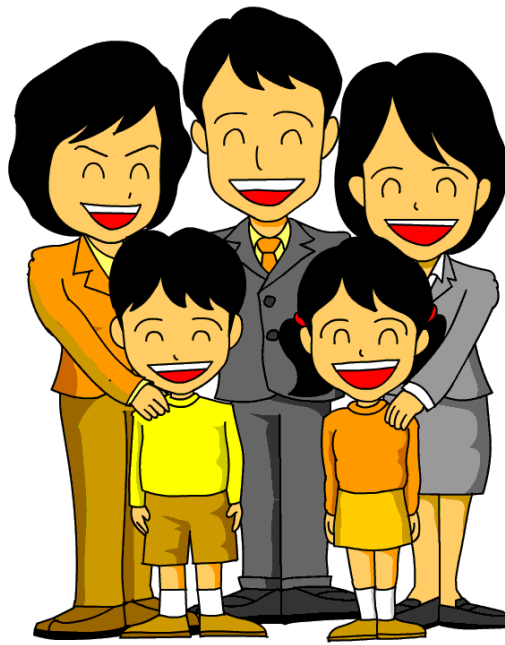


特別支援教育コーディネーターを 担当する先生のために

～コーディネーターの業務を推進するための取組例～



できることからはじめてみましょう

石狩管内特別支援連携協議会

特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターの役割は、それぞれの学校で特別支援教育を推進することです。特別支援教育を推進する過程で、保護者と医師や保健師など幼児児童生徒にかかわり合う人たちをつなぎ、知恵と力を引き出し、支援に結びつけていきます。

企画・運営

校内の特別支援教育を推進するために、特別支援教育に関する校内委員会や校内研修を企画・運営します。

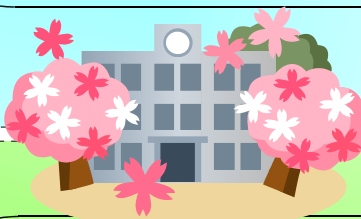
- ・ 特別支援教育に関する校内委員会の取組・・・2P
- ・ 校内研修の取組・・・3P



相談・支援

保護者や担任等からの相談窓口となり、考えや希望を聞いたり、対応を考えながらよりよい支援の方法を一緒に考えます。

- ・ 保護者との相談・・・4P
- ・ 教員への支援・・・5P



連絡・調整

地域の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校及び関係機関等との連絡・調整の窓口となります。

- ・ 校種間の連携・・・6P
- ・ 関係機関との連携・・・7P

特別支援教育に関する 校内委員会の取組

特別支援教育に関する校内委員会では、発達障がいを含む障がいのある
幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行います。

ポイント

- ①どのような支援を進めていくかを具体的に検討する場にします。
- ②すべての教職員による共通理解の下で、校内の協力体制を構築します。

校内委員会の体制を整備し、幼児児童生徒の支援の必要性に気付いた時を始めとして、必要な時に校内委員会を開催します。

校内委員会の取組（例）

<事前の準備>

1. 学年での支援、配慮の検討
2. 校内委員会の開催日時の決定
3. 幼児児童生徒の実態把握と
情報の整理

ポイント①

具体的な話合いにするための項目

- ・当面の支援方法
- ・支援者や評価時期の決定
- ・個別の指導計画作成の必要性に
ついての検討
- ・専門家に助言を依頼するかどうか
についての検討

<校内委員会の内容>

1. 幼児児童生徒の概要説明
2. 問題状況の整理と確認
3. 支援方法・内容の検討
4. 次回の日程確認

ポイント②

全教職員が共通理解を図ることで、
幼児児童生徒に一貫した支援を行う
ことができます。

<事後の取組>

1. 職員会議等での共通理解
2. 支援関係者への働きかけ

事例

A小学校では、特別支援教育に関する事項を教務部の分掌
業務に位置付け、年間計画を作成し活動しています。

校内委員会を年間計画に位置付けることで、すべての教職員

が校内委員会の開催について把握
することができます。

また担任は、校内委員会の開催
に向け、特別な支援を必要とする
児童の実態や支援方法を整理し、
資料作成の準備をすることができます。
資料の作成により、特別な支援を
必要とする児童の情報を教職員間
で共有することができます。

A小学校での年間計画の例

月日	取組内容	担当
4月	特別支援教育に関する校内体制の確認 特別な支援を必要とする児童の在籍確認	Co. 担任
6月	具体的な支援方法の確認	担任,Co
7月~ 12月	校内教育相談の実施 発達検査等の実施	Co. Co
10月	市就学指導委員会に向けた児童の実態把握や資料作成	担任
12月	児童の支援状況の確認 特別な支援を必要とする児童の在籍確認 (年度途中の気付きから)	Co. 担任
2月	児童への支援方法の評価	担任,Co
3月	支援の必要な児童の引継ぎ	担任,Co

※ Co は特別支援教育コーディネーターの略

校内研修の取組

特別支援教育に関する校内研修は、特別支援教育を推進していく上で必要となる教員の専門性を高めるための取組です。

ポイント

- ①障がいのある幼児児童生徒への理解や指導上の専門性を高める内容にします。
- ②学校外の専門家等の人材を学校で有効に活用します。

校内研修のテーマ（例）

- ・「障がいの理解と対応」
- ・「個別の指導計画の作成」
- ・「保護者への支援と関係機関との連携」
- ・「事例研究の方法」
- ・「知能検査の実施方法と活用」
- ・「校内の支援体制づくり」

ポイント①

LDやADHDへの理解等、新しい知識や技能について学ぶテーマを設定します。

学校の抱える特別支援教育に関する課題を明らかにして、テーマを設定することが大切です。

講師の依頼先（例）

- ・特別支援学校のコーディネーター
- ・北海道立特別支援教育センター所員
- ・教育局特別支援教育スーパーバイザー
- ・発達支援センター職員
- ・校内や他校の専門性を有する教諭
- ・大学の教員等

ポイント②

研修のテーマや講師の選定など、研修部や他の校内分掌と連携しながら、研修の充実に向けて取り組むことが大切です。

事例

B中学校の特別支援教育コーディネーターであるC教諭は、校内の特別支援教育を推進するために、近隣にある特別支援学校の特別支援教育コーディネーターであるD教諭に「発達障がいの理解と対応」についての講義を依頼しました。

D教諭は、C教諭に校内研修の内容について、講義だけでなく事例を基にした協議を行うことを提案しました。

校内研修では、D教諭による発達障がいのある生徒への具体的な対応についての講義を行ったあと、校内の教諭から質問のあった事例について、4、5人の小グループに分かれ、支援方法についての協議を行いました。

B中学校では、この校内研修ののち、学年の打合せで特別な支援を必要とする生徒の支援方法を検討するなど、学校全体で話し合いが行われるようになりました。

保護者との相談

特別支援教育コーディネーターは、担任と保護者の間に立ち、保護者の考え方や希望を理解し、よりよい指導や支援を実現するための相談窓口となります。

ポイント

- ①保護者の心情や思いを十分に受け止め、寄り添った対応をします。
- ②保護者と協力関係を形成して、幼児児童生徒への支援を一緒に考えます。

保護者との相談時の留意点

- ・保護者の心情や思いを受け止めます。
- ・保護者の主訴*を聞き取ります。
- ・幼児児童生徒の情報を整理します。
- ・幼児児童生徒の実態を共通理解します。
- ・特別支援教育コーディネーターの役割を伝えます。 [コーディネーターの役割はP5に説明しています。]
- ・保護者に教育への参画を促します。
- ・保護者と一緒に関係機関等との連携を検討します。
- ・幼児児童生徒の支援に関する情報を提供します。

ポイント①

幼児児童生徒の得意なこと、好きなことなど、よさを確認しながら、支援方法を検討していきます。

ポイント②

教師と保護者が幼児児童生徒の支援を一緒に考えることで、共通した認識の下に支援を行います。

保護者に提供する情報（例）

- ・子どもの実態（検査結果など）
- ・障がいに関する知識や福祉制度
- ・子どもへの指導や養育方法
- ・親の会などの障がい者団体
- ・生活の場の環境を調整する方法 等

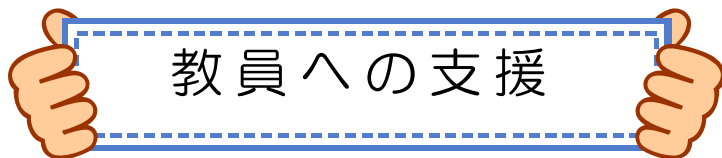
※主訴とは、本人や保護者が心配や不安に思っていることのうち、主要なもの

事例

保護者Eは、担任との懇談の時に、特別支援教育コーディネーターであるF教諭が同席することを提案され、はじめは消極的でしたが、相談に応じました。

F教諭との話では、子どもの家庭での様子や育児についての悩みなどについて聞かれました。最初は、なぜこんなことを聞くのだろうと不審に思っていたが、F教諭が自分の思いに共感しながら、話をしたり、聞いたりしてくれたことで少しずつ打ち解けてきました。そこで、子どもが一度にいろいろな事を言われた時に大声を出して暴れ、物を壊してしまうため、とても困っていることを話しました。

すると、F教諭から「子どもに要件を伝えるときは1つずつ順番に話してみましょう」とアドバイスをもらいました。アドバイスに沿って実際に取り組んでみると、少しずつ子どもの暴れる行動が収まってきました。



教員への支援

教員へ支援する際は、担任等が一人で幼児児童生徒の問題を抱え込まないように特別支援教育コーディネーターが話しやすい雰囲気をつくり、相談に乗ります。

ポイント

- ①校内全体で支援に取り組むという意識や雰囲気をつくります。
- ②学級担任を孤立させないための校内支援体制づくりをします。

コーディネーターの役割のPR（例）

- ・教科指導や生徒指導の相談に乗ります。
- ・障がいの理解や指導方法について情報提供をします。
- ・必要に応じて、校内委員会を開催します。
- ・特別支援教育に関する情報提供をします。
- ・特別支援学校や関係機関の紹介をします。
- ・関係機関等との連絡調整をします。
- ・保護者や担任の相談に乗ります。

ポイント①

校内の教職員から特別支援教育への理解や協力を得るため、特別支援教育コーディネーターの役割や活動を職員全体に説明します。

ポイント②

学級担任の不安や戸惑いをくみ取り、特別支援教育コーディネーターに安心して支援を求めることができる雰囲気づくりや実際にうまくいった取組などを教員同士で共有します。

支援に向けた話し合い

前向きな意見交換のためのポイント

- ・話しやすい雰囲気を作る
- ・参加者の考え・気持ちに配慮し、話し合いに誘う
- ・考えの違い・意見の対立に配慮をする
- ・話し合いの雰囲気や流れの変化を踏まえて進行する
- ・少数意見を尊重し、生かすように配慮する

事例

高等学校の学級担任であるG教諭は、授業中落ち着きがなく、学習に集中できない生徒がクラスに複数在籍しているため、学級経営が難しいと感じていました。その原因は、自分の指導力不足であると考え、誰にも相談できずに悩んでいました。

そのときG教諭は、特別支援教育コーディネーターのH教諭が配布した、発達障がいの理解を促す内容や特別支援教育コーディネーターの役割をまとめた通信が目にとまりました。

通信を読んだG教諭は、学級の生徒が発達障がいかもしれないと考え、H教諭に学級経営や生徒への支援の相談を持ち掛けるようになりました。

つながり
～特別支援教育コーディネーター通信～

平成24年4月
第1号

AD/HDの診断基準（DSM-IV）

○不注意（AD）
以下の症状のうち、少なくとも6つが6ヶ月以上続いている。



- ・学業、仕事、その他の活動において、しばしば綿密に注意することが出来ない。
- また、不注意な過ちを犯す。
- ・課題または遊びの活動で注意を持続することが、しばしば困難であ

校種間の連携

校種間の連携では、特別支援教育コーディネーターが、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校並びに保育所等の相談窓口となって、入学や進学時の引継ぎにかかわります。

ポイント

- ①個別の教育支援計画等の作成・活用を図り、一貫した支援のための引継ぎをします。
- ②幼・小・中・高や特別支援学校の担当者と連絡を取り合い、関係づくりをします。

一貫した支援を図る引継ぎ（例）

- ・指導要録・個別の教育支援計画の活用
- ・教職員による授業参観の実施
- ・「学校・保護者・関係機関がつながり合うための事例集」の活用

「事例集」は平成22年度に本連携協議会が作成しています。
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/tunagariaujireisyuu.pdf>

ポイント①

障がいのある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会をもつなどして、継続的な支援が実施できるようにします。

特別支援学校のセンター的機能（例）

- ・幼児児童生徒の指導に関する助言・相談
- ・幼児児童生徒や保護者への相談・情報提供
- ・福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整
- ・小・中学校等の教員に対する研修協力
- ・幼児児童生徒への施設設備等の提供
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画等の作成などへの支援

ポイント②

幼児児童生徒の具体的な支援の相談を行うほか、特別支援学校の担当者とともに連絡を取り合い、特別支援教育に関する情報を得ます。

事例

J高等学校では、中学校から相談を受けた生徒を中心に、入学の前に特別支援教育コーディネーターが保護者の了解を得て、出身中学校の特別支援教育コーディネーターと連絡を取り、個別の教育支援計画による生徒の引継ぎを行っています。

引継ぎでは、個別の教育支援計画を活用して、生徒の学習の様子や支援の内容など、引継ぎの要点をまとめることにより、話し合いをスムーズに進めています。

個別の教育支援計画を活用することで、春休み中に入学予定の生徒に対する支援の準備を整えることができ、中学校から高等学校にかけ、一貫した支援を行うことができました。

個別の教育支援計画

● 支援内容等

支援の目標（短期）	支援内容
①廊下は静かに歩く。	○ 職員が継続して当該生徒に注意を促します。指導の際はできるだけ掲示物を使用します。
②集団場面での指示や説明を聞き、要点を理解して行動	○ 集団場面での指示や説明は、生徒が教師に注目していることを確認してから行います。

関係機関等との連携

関係機関等との連携では、特別支援教育コーディネーターが、外部の専門家や医療、保健、福祉、労働等の関係機関等に対する窓口となって連絡・調整をします。

ポイント

- ①専門的な助言や援助を活用するため、地域の関係機関等とネットワークを構築します。
- ②必要に応じて個別の教育支援計画を作成・活用します。

ネットワークづくりに向けた取組

- ・支援に必要な地域の資源を把握します。
- ・日頃から関係者と連絡を取り合います。
- ・関係機関等の機能や役割を把握します。
- ・「関係機関マップ」を活用します。

ポイント①

教育局主催の特別支援教育連携セミナーをはじめ、各種研修会や勉強会等で関係者とのつながりをつくります。

「関係機関マップ」は平成21年度に本連携協議会が作成しています。
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/grp/01/H22kankeiMap.pdf>

関係機関と連携した指導・支援

- ・幼児児童生徒にかかわっている支援者を把握します。
- ・幼児児童生徒に関する情報を関係者間で共有します。
- ・それぞれの機関の役割を明確にします。
- ・関係機関等の取組との連携を図ります。

ポイント②

個別の教育支援計画を作成・活用するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めます。

事例

家庭や学校で反抗的な態度が多い生徒Kは、母親や友人から指示を受けると、暴言をはいたり、パニックを起こして暴れたりすることがしばしばありました。

生徒Kの母親が、担任に相談すると特別支援教育コーディネーターのL教諭を紹介されました。担任から紹介を受けたL教諭は、母親に家庭の様子について聞きました。すると、家族に殴りかかることもあり、生徒Kにどう対応すればよいか悩んでいました。

そこでL教諭は、母親に北海道中央児童相談所や北海道立特別支援教育センターなどの機関で相談するよう促しました。生徒Kが承諾すれば医療機関の受診も検討するようすすめました。またL教諭は、母親の相談への不安を和らげるため、相談機関への同行を提案するとともに、母親の承諾を得た上で、事前に生徒Kの行動や母親の悩みについて相談機関に情報提供をしました。